

早わかり！証券税制のポイント

はじめての**NISA**

成長投資枠で多彩な商品へ長期投資

1. NISAの2つの投資枠

NISA

つみたて投資枠

長期・積立・分散投資に適した
一定の公募株式投資信託等に限定

〔定時・定額の積立により購入〕

成長投資枠

上場株式、公募株式投資信託等

①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、
高いレバレッジ型・毎月分配型の投資信託等を除外

つみたて投資枠と成長投資枠は併用して投資することができます

2. 成長投資枠で投資できる有価証券

- 国内上場株式（整理・監理銘柄を除く）
- 国内ETF（上場投資信託）
- 国内ETN（指数連動証券）
- J-REIT（不動産投資信託）
- 外国株式
- 外国ETF
- 国内公募株式投資信託
（投資期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型投資信託等を除く）

※ 証券会社によってNISA口座での取扱い商品の範囲は異なる場合があります。

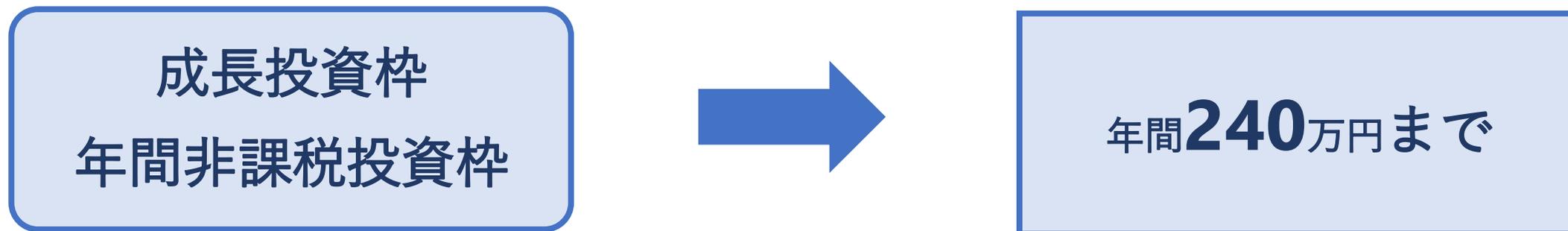
※ 当社では外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債（CB）は、NISAのお取扱いの対象外とさせていただきます。

【制度上対象外の商品】

- 預貯金、公社債、公募公社債投資信託（MRF、外貨建てMMF）等

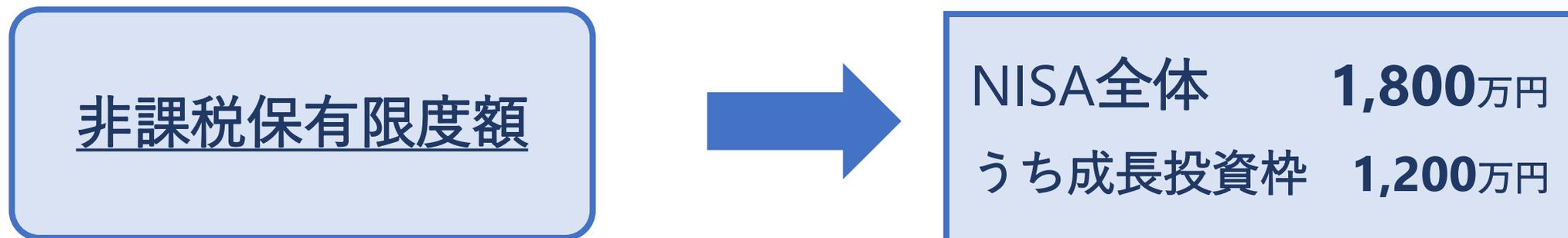
当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2024年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。その他、ご留意いただきたい事項につきましては、「留意事項」をご覧ください。

3. 成長投資枠での買付：年間非課税投資枠



- 成長投資枠では、1月～12月末まで（受渡日基準）の買付金額の合計額で年間240万円まで投資することができます。
- 非課税投資枠の計算は、買付手数料を含まない約定金額です。
- 分配金の再投資も非課税投資枠を使用します。
- 売却しても年間非課税投資枠の再利用はできません。
- 利用しなかった年間非課税投資枠を翌年に繰越すことはできません。
- 年間投資額が240万円以内の場合でも、非課税保有限度額を超える買付はできません。

4. 成長投資枠での買付：非課税保有限度額



- ◆ **非課税保有限度額**：NISAで保有できる有価証券の限度額（買付金額）
- 年間非課税投資枠240万円以内でも
非課税保有限度額を超える買付けはできません。
- 売却することにより非課税保有額が減少し、翌年以降再利用が可能です。
- 非課税保有限度額（1,800万円、1,200万円）以内でも
年間非課税投資枠240万円を超える買付けはできません。

5. NISAでの保有期間中



- NISA口座内の上場株式等から生じる配当等は非課税となります。配当等の受取時に税額の源泉徴収はありません。
- 受取った配当等について、確定申告は必要ありません。
- NISA口座で配当等を非課税で受取るためには、NISA口座を開設している証券会社の口座で受取る必要があります。

国内株式の配当金を非課税で受取るためには、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。他の方法で受取った場合は課税扱いとなります。

6. 国内株式の配当金の受取方法とNISAの取扱い

配当金受取方式	受取場所	受取方法	NISA
株式数比例配分方式 ※	証券口座	全ての配当金を、 <u>預かり株数に応じて各証券会社で受取る</u>	非課税
登録配当金受領口座方式 ※	銀行口座	<u>全ての配当金を、登録した1つの銀行口座で受取る</u>	課税 <u>20.315%</u>
個別銘柄指定方式	銀行口座	<u>銘柄毎に指定した銀行口座</u> で受取る	
配当金領収証方式	ゆうちょ 窓口等	<u>銘柄毎に送付された配当金領収証</u> により <u>郵貯窓口等</u> で受取る	

※ 「株式数比例配分方式」または「登録配当金受領口座方式」を選択した場合、他の証券会社で保有されている全ての上場株式についても選択した方式が適用されます。そのため、他の受取方法と併用することはできません。

※ 信託銀行の「特別口座」に株式を保有している場合、「株式数比例配分方式」を選択することができません。

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2024年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。その他、ご留意いただきたい事項につきましては、「留意事項」をご覧ください。

7. NISAでの売却



- NISA口座内の上場株式等はいつでも売却することができます。
- 売却益は非課税となります。
確定申告は必要ありません。
- 売却損が生じた場合、他の売却益や配当等との損益通算、譲渡損失の繰越制度の適用はできません。

8. NISA口座（つみたて投資枠、成長投資枠）をご利用いただく上でのご留意事項

[共通事項]

- NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます。）
- NISA口座における譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当金等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
- NISA口座の年間投資枠（NISA口座で年間に購入可能な金額）は、一度売却しても再利用はできません。また、年間投資枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座の非課税保有限度額（NISA口座で保有できる上場株式等の累計買付金額の上限）は、売却することにより、その金額分の非課税保有額が減少し、翌年以降に減少した分を新たに利用することができます。
- 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額（特別分配金）は、NISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。

[成長投資枠に関する事項]

- 当社成長投資枠でご利用いただける有価証券は「国内上場株式、国内ETF、国内ETN、J-REIT、外国株式、外国ETF、国内公募株式投資信託」となります。当社では外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債（CB）は取扱いの対象外とさせていただきます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- NISA口座で保有する上場株式等（ETF、REITを含む）の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。なお、外国株式については、「株式数比例配分方式」の制度はございません。外国株式の配当金については非課税となりますが、配当金が非課税となるのは国内税額のみで、外国税額は課税扱いとなります。（外国税額控除の適用を受けることはできません。）

[つみたて投資枠に関する事項]

- 当社のつみたて投資枠でご利用いただける有価証券は、一定の要件を満たした金融庁に届出がされている「公募株式投資信託」となります。
- つみたて投資枠での商品の購入方法は、累積投資契約に基づいて、予め定められた金融商品を定期的に継続して購入する方法に限られます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

上記ご留意事項は簡略されていますので、詳しくは当社ホームページ又はお取引店にてご確認ください。

【当資料の利用に関する留意事項】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は2024年3月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介することもできますのでご相談ください。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【東海東京証券の概要】

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会